

ICカード乗車券取扱規則及びICカード乗車券 取扱基準規程に関する規則の改定について

当社では、一部規則について、下記のとおり改定させていただきます。

記

1 改定規則

- (1) ICカード乗車券取扱規則
- (2) ICカード乗車券取扱基準規程

2 改定日

令和4年3月12日（土）初電より

3 改定内容

以下の新旧対照表のとおり改定いたします

以上

《お問合せ》

シーサイドライン 運輸部 業務課
TEL：045-787-7008
（平日の9：00～17：20）

「ICカード乗車券取扱規則」及び「ICカード乗車券取扱基準規程」新旧対照表

現行	改定
<p>「ICカード乗車券取扱規則」(抜粋)</p> <p>第6章 払いもどし</p> <p>(払いもどし)</p> <p>第26条 旅客が、PASMOが不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、PASMO取扱規則の定めにより払いもどしを行う。</p> <p>2 旅客が、IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、IC定期乗車券から定期乗車券の機能のみ消去して返却する。</p> <p>3 旅客が、IC企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。</p> <p>(2) 当該IC企画乗車券が無記名PASMOであった場合、旅客の申告により旅客営業規則に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。</p> <p>4 旅客が、IC定期乗車券またはIC企画乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該IC定期乗車券、またはIC企画乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める定期乗車券、または企画乗車券の払いもどしおよびPASMO取扱規則の定めによる記名PASMOの払いもどしを行う。 この場合の払いもどし額は、定期乗車券、または企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。</p> <p>5 前項の払いもどしを行う場合の手数料において、定期乗車券または企画乗車券の払いもどし額が旅客営業規則等に定める手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、定期乗車券または企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。</p>	<p>「ICカード乗車券取扱規則」(抜粋)</p> <p>第6章 払いもどし</p> <p>(払いもどし)</p> <p>第26条 旅客が、PASMOが不要となり、当社が定める申請書を提出したときは、PASMO取扱規則の定めにより払いもどしを行う。</p> <p>2 旅客が、IC定期乗車券に付加された定期乗車券の機能が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、定期乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則に定める払いもどしを行い、IC定期乗車券から定期乗車券の機能のみ消去して返却する。</p> <p>3 旅客が、IC定期乗車券が不要となり、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により当該IC定期乗車券の記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則に定める払いもどしおよびPASMO取扱規則に定める記名PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。</p> <p>4 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、IC定期乗車券1枚につき220円とする。ただし、定期乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、定期乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。</p> <p>5 旅客が、IC企画乗車券に付加された企画乗車券の機能が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、企画乗車券の払いもどしを請求することができる。この場合、旅客営業規則等に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。</p> <p>(2) 当該IC企画乗車券が無記名PASMOであった場合、旅客の申告により旅客営業規則等に定める払いもどしを行い、企画乗車券の機能のみ消去して返却する。</p> <p>6 旅客が、IC企画乗車券が不要となった場合は以下のとおり取り扱う。</p> <p>(1) 当該IC企画乗車券が記名PASMOであった場合、当社が定める申請書を提出し、かつ公的証明書等の呈示により記名PASMOの記名人本人であることを証明した場合は、旅客営業規則等に定める払いもどしおよびPASMO取扱規則に定める記名PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。</p> <p>(2) 当該IC企画乗車券が無記名PASMOであった場合、旅客の申告により旅客営業規則等に定める払いもどしおよびPASMO取扱規則に定める無記名PASMOの払いもどしを行う。この場合の払いもどし額は、企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額とする。</p> <p>7 前項の払いもどしを行う場合の手数料は、IC企画乗車券1枚につき220円とする。ただし、企画乗車券の払いもどし額が手数料額未満のときは、その満たない額をSF残額から充当する。なお、企画乗車券の払いもどし額とSF残額の合算額が手数料額未満のときは、その合算額の同額を手数料とする。</p> <p>8 第1項にかかわらず、第24条第3項に定める移し替えにより一体型PASMOを払いもどす場合は、PASMO取扱規則の定めによる手数料は収受しない。</p>

「ICカード乗車券取扱基準規程」(抜粋)

第1編 総則

(目的)

第1条 株式会社横浜シーサイドラインICカード乗車券取扱規則(以下「規則」という。)の定めに基づく旅客の運送及びその取扱方については、ICカード乗車券取扱規則によるほか、この規程に定めるところによる。

2 この規程に定めていない事項については、法令及び別に定めるところによる。

(注1) 法令の主なものについては、次のとおりである。

- (1) 鉄道営業法(明治33年法律第65号)
- (2) 鉄道運輸規程(昭和17年鉄道省令第3号)
- (3) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)

(注2) 別に定めるところの主なものについては、次のとおりである。

- (1) 旅客営業規則(平成元年12月1日付)
- (2) 旅客営業取扱基準規程(平成元年12月1日付)
- (3) P A S M O取扱規則(2006年11月15日付株式会社パスモ達第42号)
- (4) P A S M O取扱基準規程(2007年3月12日付株式会社パスモ達第39号)

「ICカード乗車券取扱基準規程」(抜粋)

第1編 総則

(目的)

第1条 株式会社横浜シーサイドラインICカード乗車券取扱規則(以下「規則」という。)及びICカード乗車券取扱規則に関する特約(以下「特約」という。)の定めに基づく旅客の運送ならびにその取扱方については、規則及び特約によるほか、この規程に定めるところによる。

2 この規程に定めていない事項については、法令及び別に定めるところによる。

(注1) 法令の主なものについては、次のとおりである。

- (1) 鉄道営業法(明治33年法律第65号)
- (2) 鉄道運輸規程(昭和17年鉄道省令第3号)
- (3) 鉄道事業法(昭和61年法律第92号)

(注2) 別に定めるところの主なものについては、次のとおりである。

- (1) 旅客営業規則(平成元年12月1日付)
- (2) 旅客営業取扱基準規程(平成元年12月1日付)
- (3) P A S M O取扱規則(2006年11月15日付株式会社パスモ達第42号)
- (4) P A S M O取扱基準規程(2007年3月12日付株式会社パスモ達台39号)
- (5) P A S M O取扱規則に関する特約